

特別児童扶養手当のしおり

◎手当の認定を受けた方へ

①手当の支払日

手当は、新規認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回の支払月の前月までの分（11月は当月まで）が支払われます。

支払日	支払対象月
4月11日	12月分から 3月分
8月11日	4月分から 7月分
11月11日	8月分から11月分

※支払日が土・日・祝祭日の場合は、その直前の休日でない日の支払となります。

②手当を受けることができなくなるとき

次のような場合には手当を受ける資格がなくなりますので、市町村の児童福祉担当窓口にすみやかに届け出てください。届出をしなかったり、届出が遅れたなどで、資格がなくなったあとも手当の支払を受けた場合は、資格がなくなった月の翌月分からの手当をすべて返していただくこととなります。

- ・児童が ①児童福祉施設などに入所したとき
②障害のために公的年金を受けることができるとき
③日本国内に住所を有しなくなったとき
- ・受給者が ①父または母が受給者である場合は、監護しなくなったとき
②養育者が受給者である場合については、対象児童を養育しなくなったり別居するようになったとき

③所得状況届の提出

受給者の方は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届を提出していただく必要があります。

この届の提出がない場合は、提出があるまで、8月以降の手当の支払を一時差し止めることとなります。また、2年間この届を出さないと、資格を失います。

④有期認定とされた場合

支給対象となった児童で、その児童の障害の認定について有期限を定められた場合（有期認定）は、有期認定期間が満了のときに、再度診断書とともに再認定請求書の提出が必要となります（診断書は、請求月またはその前月の日付のものに限ります）。

なお、診断書等の提出が遅れた場合、その期間は不支給期間となり、手当が支給されないこととなります。

⑤その他の届出義務

上記の届出以外にも、

- ①対象児童が増えたとき
- ②対象児童が減ったとき（上記にあてはまる場合や、児童が死亡した場合など）
- ③所得の高い扶養義務者と同居または別居するなど現在の支給区分が変更となる時
- ④受給者が死亡したとき
- ⑤手当証書をなくしたり、破損、汚したとき
- ⑥住所が変わったとき
 - 住民担当課と併せて、市町村の児童福祉担当窓口にもお越しください。
 - 県外へ転出の場合は、現在お住まいの市町村と転出先の市町村の両方に届出が必要です。
- ⑦氏名・支払金融機関などが変わったとき

は、届出が必要となります。

※詳しくはお住まいの市町村児童福祉担当課または県総合支庁福祉課までお気軽に
お問い合わせください。